

1章 小川町の現況と課題

①人口減少に対応したコンパクトなまちづくり

我が国では、急激な人口減少や高齢化の進行を背景に、コンパクトなまちづくりを本格的に推進しています。平成26年8月には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指す「立地適正化計画」制度が創設されました。本町は、将来的に町内中心部においても人口密度の低下が予測されているため、令和2年4月に小川町立地適正化計画を公表しました。今後も居住の誘導を図るとともに、人口減少に伴う空き家の増加への対応や、公共交通ネットワークの維持に取り組み、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

②災害に強い安全・安心なまちづくり

近年、気候変動によって激甚化・頻発化している豪雨災害や、今後起こり得る巨大地震への対策がより重要となっています。本町においては、市街化調整区域内の広範囲で土砂災害（特別）警戒区域が指定されているほか、槻川や兜川、市野川周辺などで浸水想定区域が指定されています。令和元年東日本台風では、建物損傷や建物浸水、土砂崩れが発生しており、今後も引き続きハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを進める必要があります。

③環境配慮型のまちづくりへの転換

地球温暖化による豪雨災害や記録的な猛暑などを背景に、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。本町では、令和3年に「小川町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、農業の面では「おがわんプロジェクト」によって地域の農業を応援し活性化させる取組も始まりました。今後も引き続きエネルギーの効率化や森林保全、持続可能な環境保全型の農業等の取組を通じて、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

④地域の魅力を高めたまちづくり

近年、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化など地域活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、街なかのにぎわいを創出する取組が全国各地で行われています。本町においても、道の駅おがわまちの再整備や景観モデル地区まち歩きの開催、槻川での「水辺 de ベンチャーチャレンジ」の登録など、地域の価値向上に資する取組が数多く展開されています。今後も本町が有する雄大な自然環境や、和紙や酒をはじめとする伝統的産業資源などを活かしたまちづくりを推進する必要があります。

⑤既存ストックの活用によるライフスタイルの変化に対応したまちづくり

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、テレワークの普及やワークライフバランスへの意識の変化が見られるようになりました。働き方や暮らし方が多様化するなかで、平成 28 年には小川町駅前に小川町移住サポートセンターが、令和 5 年には旧上野台中学校を活用した新しいワーキングスペースがそれぞれオープンしました。今後は空き家や町有の遊休施設が発生するなかで、財政状況を鑑み民間活力の活用も視野に入れながら、時代のニーズに対応する建物の利活用や、新たな活力創出につながる跡地利用を図っていくことが必要です。

⑥デジタル技術等を活用したまちづくり

我が国では、生産年齢人口の低下が進むなか、生産性の向上や効率化を目的として ICT や AI の活用、DX の推進が図られています。本町では、これまでに行政手続きにおけるオンライン化やテレワークが行える施設の整備等を実施しています。今後はデジタル田園都市国家構想で示される「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、都市政策の領域でデジタル技術の活用に取り組むことが求められます。

(1) 小川町第6次総合振興計画

【令和8年 小川町策定、計画期間令和8～17年】

①基本理念

1 自然と産業が共生するまちづくり

町民の日々の暮らしに潤いを与える緑豊かな自然環境は、本町の貴重な財産です。緑と清流にはぐくまれた地域産業や観光産業の振興を図るとともに、本町が誇る和紙・酒をはじめとした地域資源の活用を推進します。

また、自然環境との調和を考慮しながら土地の有効利用を図り、企業誘致を推進することにより、持続可能なまちの発展を目指します。

2 文化をつなぎ、創造力をはぐくむまちづくり

豊かな自然の恵みにより培われた歴史と文化を活かしたまちづくりを推進します。また、こどもから大人までが学び、創造力をはぐくめる機会を確保し、まちの地域特性や伝統文化を現在の視点でとらえ、地域の魅力を町内外へ発信することにより、まちへの誇りや愛着の醸成につなげます。

3 多様な人が輝き、未来につながるまちづくり

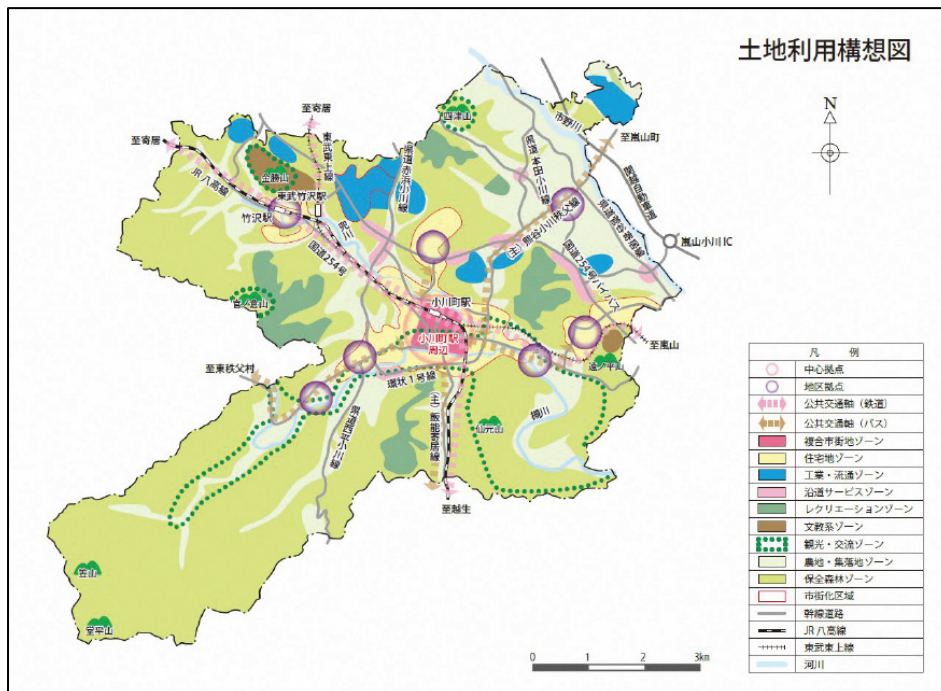
多様な人が活躍し、幸せを感じ、いつまでも安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、人口減少社会において、充実した住民サービスを提供していくために、都市のコンパクト化を図り、持続可能で未来に希望が持てるまちづくりを推進します。

②将来像

活力と安らぎ、住み続けたいまち おがわ

③土地利用構想



(2) 小川都市計画（小川町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【令和5年 埼玉県策定、計画期間令和5～12年】

①都市づくりの基本理念

- ・高齢者をはじめ誰もが安心・安全で歩いて暮らせるまちづくりを推進する。
- ・中心市街地に医療・福祉・子育て支援・商業施設など多様な都市機能の集積を図るとともに、ゆとりある質の高い住環境を形成する。
- ・また、地域から中心市街地や医療・福祉施設へのアクセス性を高め、生活環境の向上を図り、都市の利便性と田園のゆとりを共存できる都市を守り育てる。
- ・職住が近接したまちづくりを推進するとともに、公共交通の利用促進やみどりの創出などにより、環境への負荷を低減しエネルギー効率の良い脱炭素社会の実現を図る。

②主要用途の配置の方針

○ 商業地

経済圏及び生活圏、周辺の土地利用、基盤整備の状況や将来計画等を勘案するとともに、交通ネットワークの形成との関係を考慮して配置する。本区域の核として、商業業務機能の集積を図る商業地は、主として中心拠点に配置する。生活利便性を確保するための商業地は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給のための店舗等の立地を図る地域等に配置する。

○ 工業地

周辺環境への影響や公害の発生の防止等に配慮するとともに、高速道路網や広域幹線道路等の都市施設の整備状況、周辺の土地利用を勘案して配置する。産業拠点に配置するとともに、工業生産活動・流通業務機能の利便の増進を図る地域等に配置する。

○ 住宅地

高齢者をはじめ誰もが安心・安全に歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、公共交通機関及び公共施設、医療・福祉・子育て支援施設、店舗等の生活利便施設の利便性を勘案して配置する。良好な住居の環境を保護する地域については住居専用地域、農地と低層住宅が調和した良好な住居の環境を保護する地域については田園住居地域を定めるなど、各々の地域の特性に応じた用途を配置する。

○ 沿道地

幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地域については、当該道路の有する機能及び整備状況、交通量、周辺土地利用の動向、各拠点が担う役割を勘案するとともに、後背地の土地利用や周辺環境に配慮して、適切な用途を配置する。

③その他の土地利用の方針

○ 優良な農地との健全な調和に関する方針

集団的に存在する農地や生産性の高い農地などについては、今後も保全に努める。

○ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域その他の溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、新たな宅地化を抑制するなど、地域の実情に即した方策を講じる。

○ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

槻川、兜川、市野川などの水辺やその周辺、県立長瀨玉淀自然公園などについては、優れた自然環境の保全を図る。

○ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域内の既存集落や既に都市的土地利用が図られている地区、無秩序な開発により不良な街区の環境が形成されるおそれがある地区、都市機能の維持又は増進に著しく寄与する事業が行われる地区においては、地域社会の停滞の防止や居住環境等の維持、改善などを図るため、必要に応じて、地区計画制度の活用を努める。

○ 特定大規模建築物（大規模商業施設等）の立地に関する方針

市街化調整区域内においては、広域的に都市構造に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、特定大規模建築物の立地を抑制する。

3

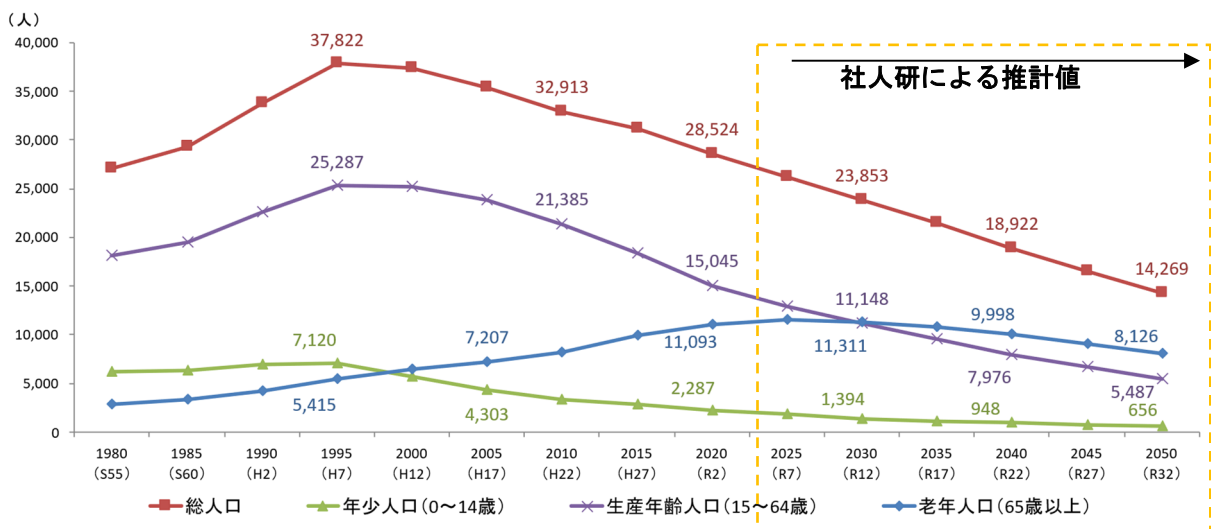
小川町の現況特性

3-1

人口

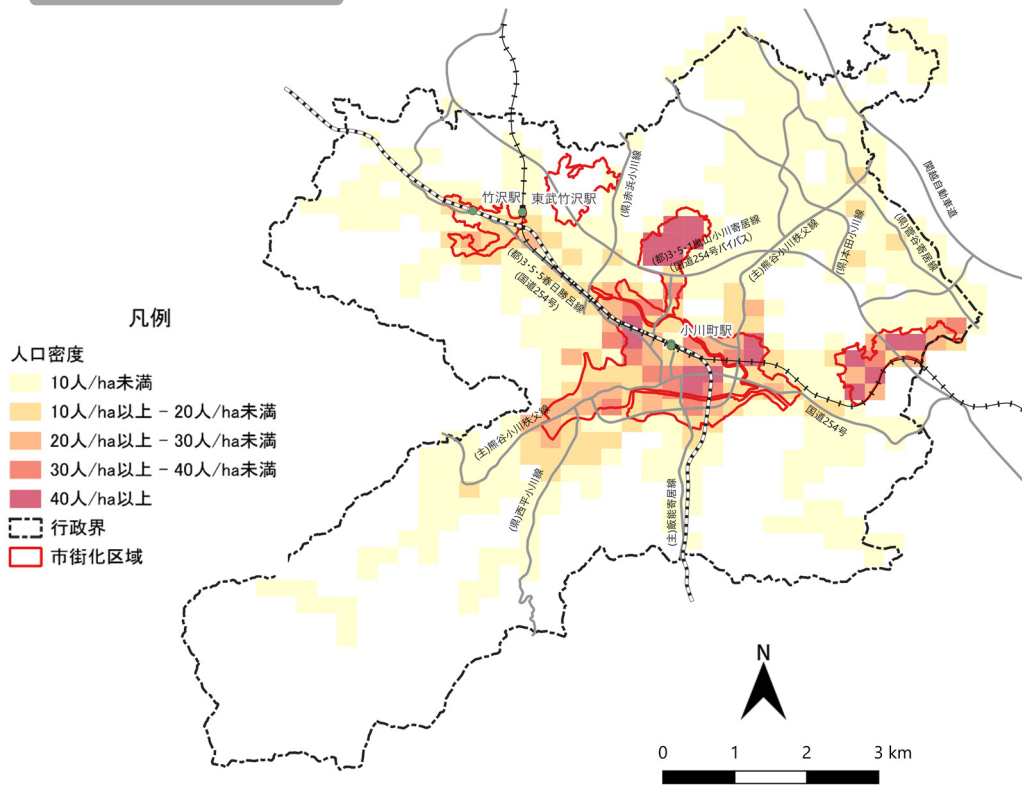
- 本町の総人口は昭和55年から平成7年にかけて増加を続けていましたが、国勢調査によると平成7年の37,822人を境に減少傾向に転じ、令和2年は28,524人となっています。市街化区域内に総人口の約65%が居住しています。
- 地区別の分布を見ると、最も人口が多い地区は小川地区の10,088人（令和7年12月末時点）で、すべての地区（小川、大河、竹沢、八和田、みどりが丘、東小川）において人口が減少しています。
- この状況の中、国立社会保障・人口問題研究所が行った令和32年までの人口推計値を見ると、令和2年以降も人口は減少し続け、令和22年には18,922人と2万人を下回り、さらに令和32年には14,269人と1.5万人を下回る見込みとなっています。
- 年齢別に見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、総人口と同様に平成7年以降減少傾向にあり、将来的にさらに減少する見込みとなっています。一方、老年人口（65歳以上）は昭和55年以降増加傾向にあり、令和7年頃まで増加が続き、以降、緩やかに減少する見込みとなっています。令和2年の高齢化率は38.9%となっていますが、令和17年には50.3%と50%を上回る見込みとなっています。
- 令和2年の人口密度は、市街化区域では新市街地（みどりが丘・東小川地区）と小川町駅周辺において特に高くなっています。市街化調整区域では、八和田地区を中心に低密度の居住地域が広範囲に広がっている状況にあります。令和17年の人口密度は、令和2年と比較すると小川地区や東小川地区の市街地を中心に低下傾向にあります。

総人口・年齢3区分別人口の推移

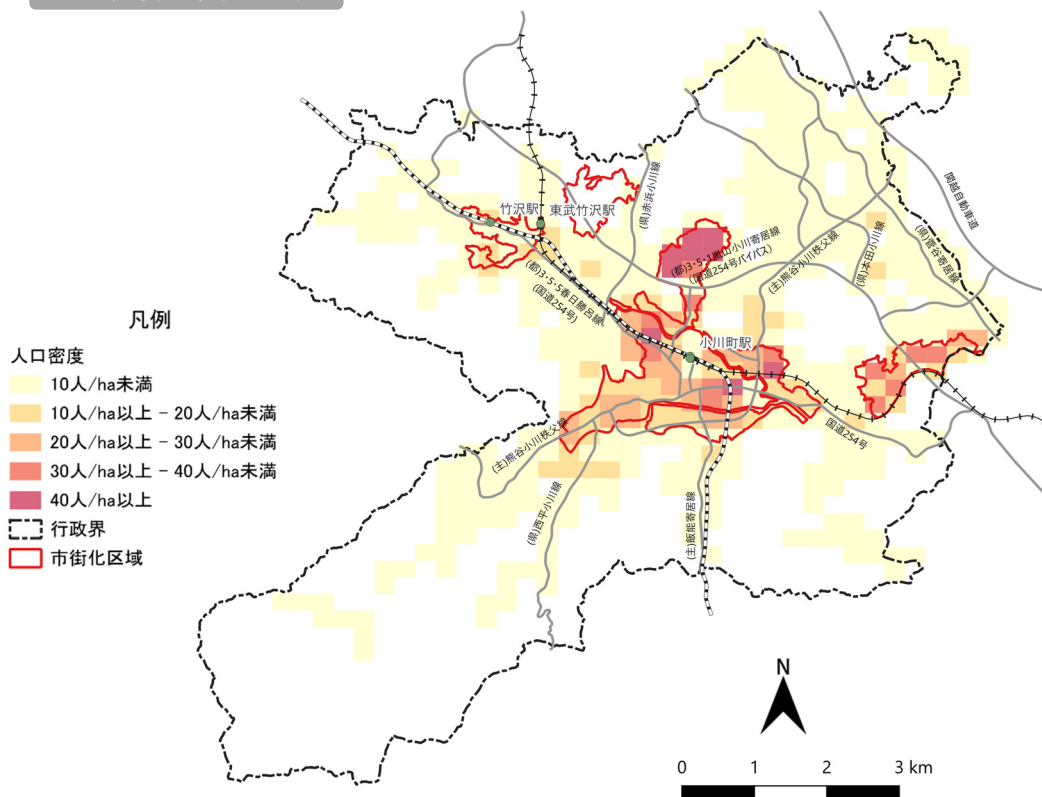


出典：国勢調査（昭和55年～令和2年）、
国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和32年）

人口密度（令和2年）

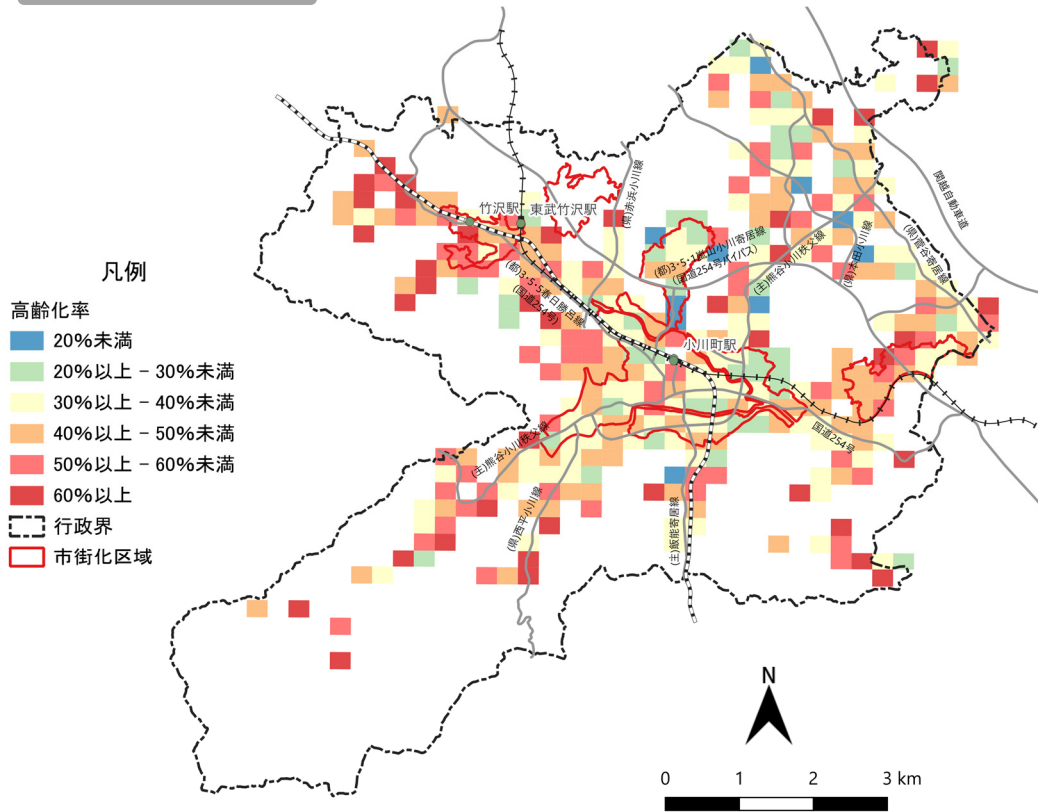


人口密度（令和17年）

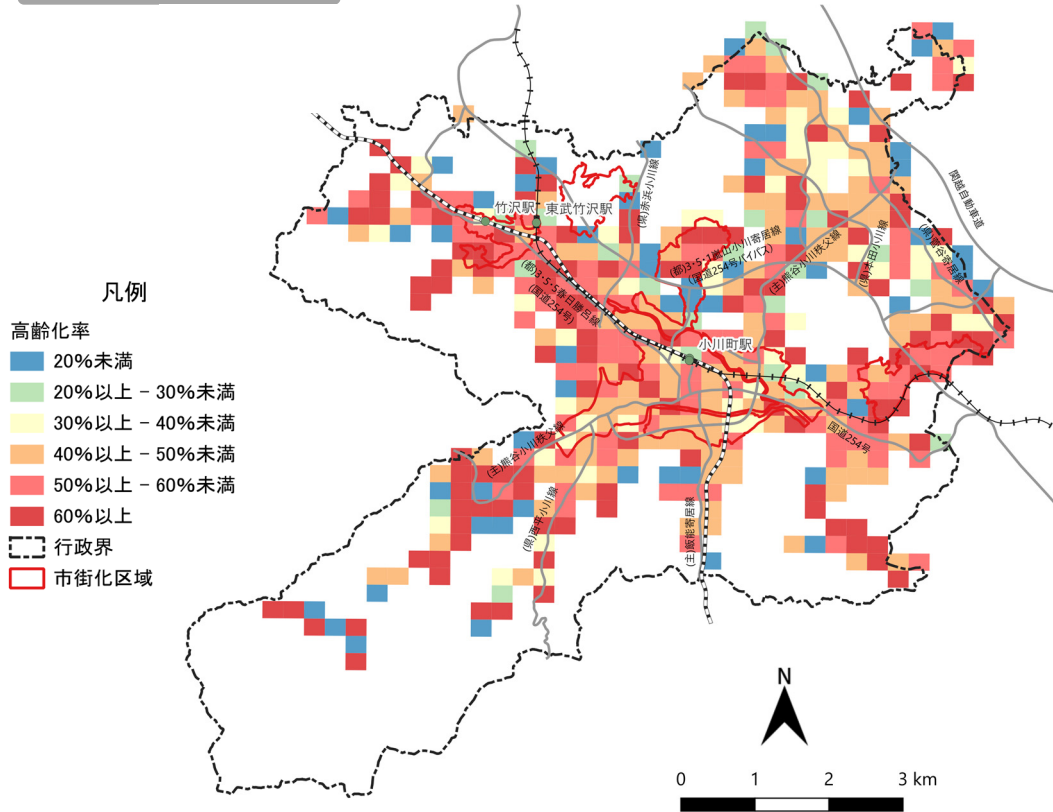


出典：国勢調査（令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和17年）

高齢化率（令和2年）



高齢化率（令和17年）



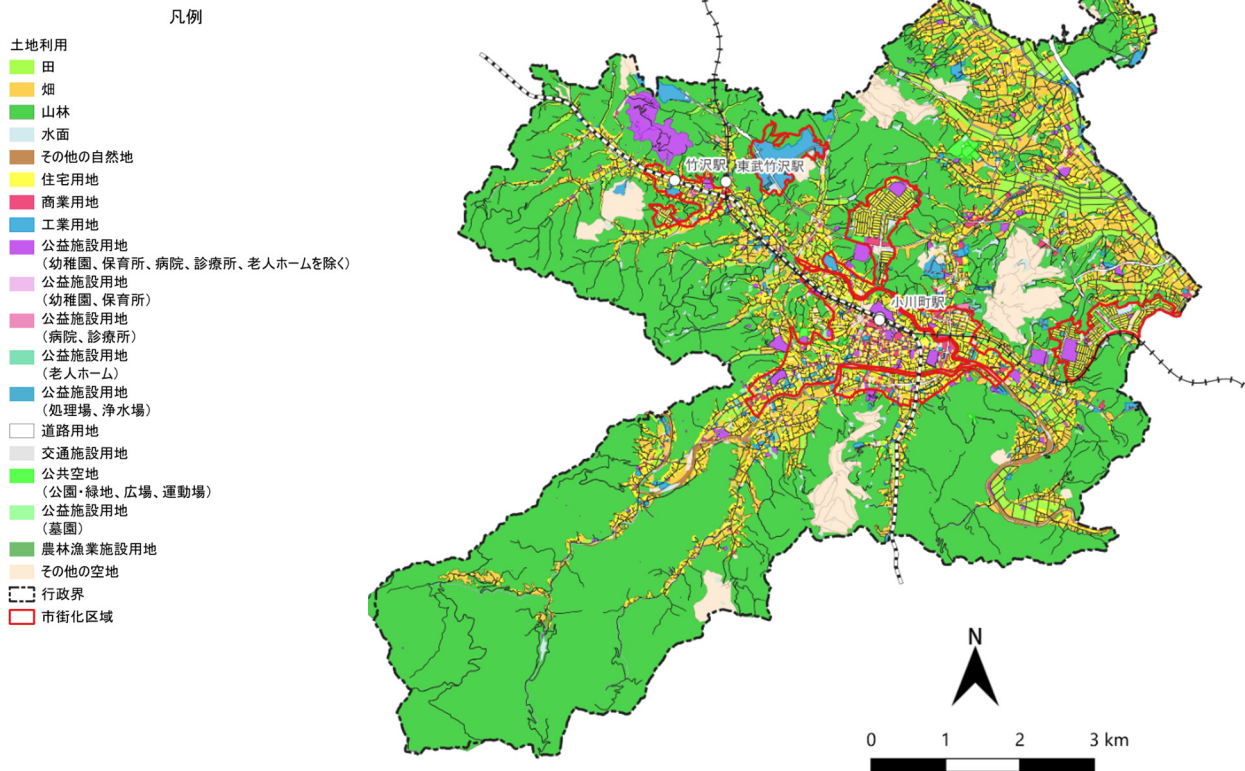
出典：国勢調査（令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和17年）

3-2

土地利用・都市機能分布

- 本町の土地利用は、自然的土地利用が町域の約75%を占めており、そのうちの多くが山林となっています。
- 都市的土地利用は農地や山林以外の限られた町域（全町域の約25%）に集約されており、商業・住宅が近接する比較的コンパクトな市街地が形成されています。工業用地は増加傾向にありますが、住宅用地と商業用地は横ばいとなっています。
- 国道254号沿いの準工業地域において住工混在が見られ、住環境・操業環境への影響が懸念されています。
- 平成22年と比較すると、令和2年の戸建新規着工件数は100件程度減少しています。平成28年から令和2年までの5年間では、住宅の新築件数は年間40件程度で推移しています。
- 市街化区域内の未利用地は減少傾向にあるものの、小川町駅周辺（小川高校隣接地）には、まとまった規模の未利用地が存在しています。
- 公共施設、医療施設、幼稚園・保育所等の主要施設の多くは、小川町駅周辺（鉄道以南）に集積しています。また、福祉施設及びスポーツ系文化施設は、市街化調整区域に分散しています。

土地利用現況

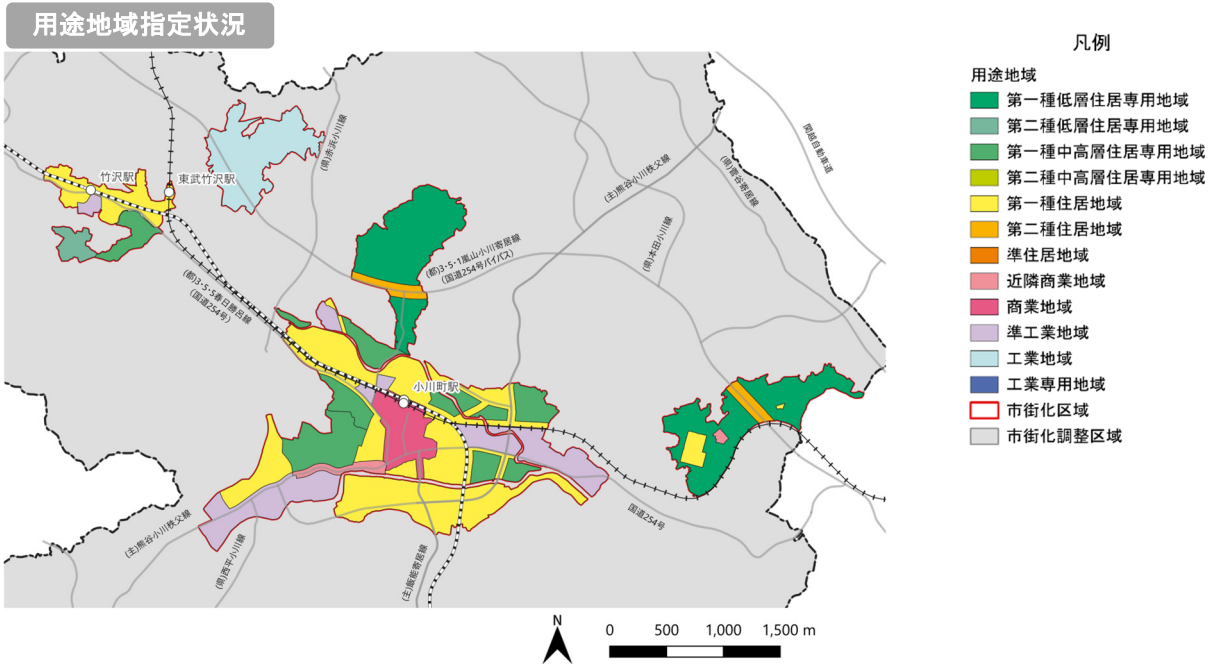


出典：都市計画基礎調査（令和2年）

3-3

区域区分・地域地区

- 全町域 6,036ha が都市計画区域であり、そのうち 553ha が市街化区域、5,483ha が市街化調整区域となっています。
- 市街化区域は小川町駅周辺の既成市街地、東武竹沢駅及び竹沢駅周辺、3 団地（東小川、みどりが丘、ひばり台）が指定されており、総面積の 9.2%を占めています。
- 用途地域の指定状況を見ると、小川町駅の南側は商業地域となっており、その周辺は混在系の用途となっています。
- みどりが丘地区と東小川地区は、国道 254 号バイパス沿道を除き、多くが第一種低層住居専用地域に指定されています。
- 用途地域の構成割合は、住居系 37.1%、混在系 35.8%、商業系 6.1%、工業系 21.0%となっています。



用途地域		面積	割合	
住居系	第一種低層住居専用	122.7ha	22.2%	37.1%
	第二種低層住居専用	6.0 ha	1.1%	
	第一種中高層住居専用	76.4 ha	13.8%	
混在系	第一種住居	186.6 ha	33.7%	35.8%
	第二種住居	11.5 ha	2.1%	
商業系	近隣商業	6.9 ha	1.2%	6.1%
	商業	27.0 ha	4.9%	
工業系	準工業	67.0 ha	12.1%	21.0%
	工業	49.3 ha	8.9%	
合計		553.4 ha	100.0%	

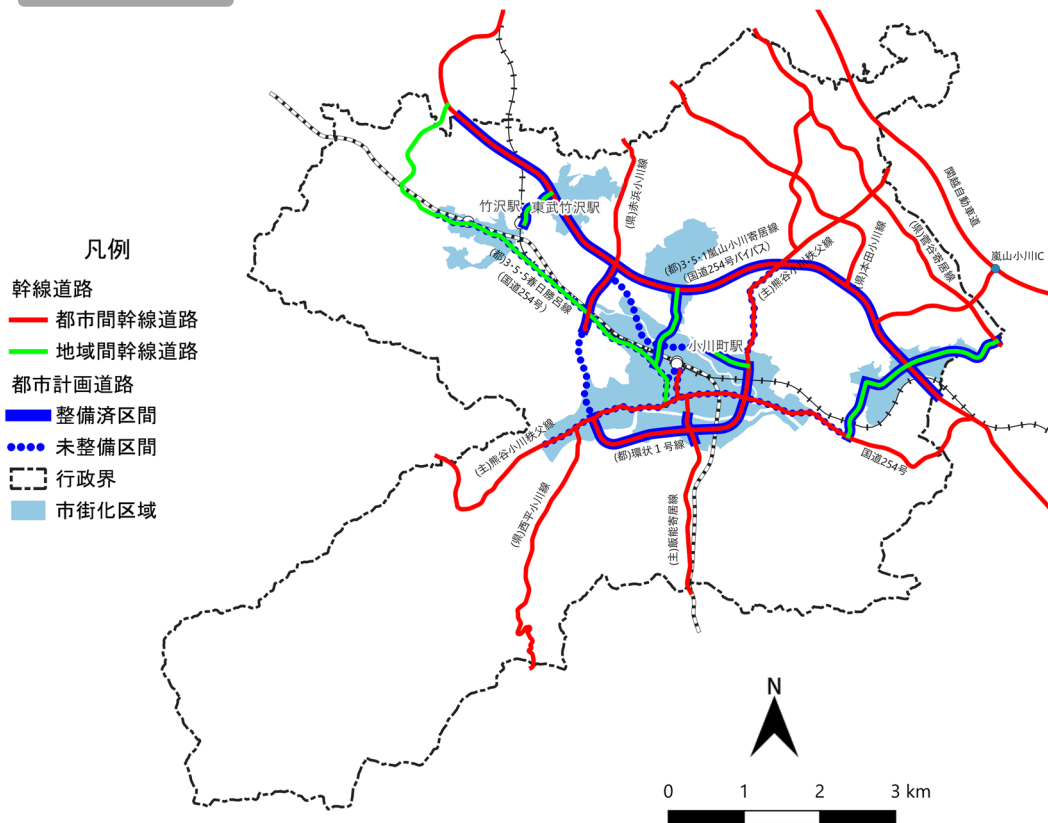
出典：都市計画現況調査（令和 6 年）

3-4

道路

- 本町には、広域幹線道路として関越自動車道、国道254号バイパスが整備されており、嵐山小川ICからのアクセス道路によって接続されています。
- 広域幹線道路（国道254号バイパス）と都市間を結ぶ幹線道路（国道・主要地方道・一般県道等）を効率よく連携させる町の骨格的な幹線道路として、(都)環状1号線の整備が進められており、令和8年2月に青山～腰越間の1.34kmが開通しました。
- 町内の主要道路として、国道254号、(主)熊谷小川秩父線、(主)飯能寄居線、(県)本田小川線、(県)西平小川線、(県)赤浜小川線、(県)菅谷寄居線が整備されています。
- 幹線道路間の連携を担う地域内幹線道路として、(都)小川停車場線、(都)駅西通り線、(都)大塚角山線、(都)池田角山線、(都)下里中爪線、(都)中爪線、(都)靱負線があります。
- 本町の都市計画道路の整備状況は、52.7%となっています。

道路整備状況



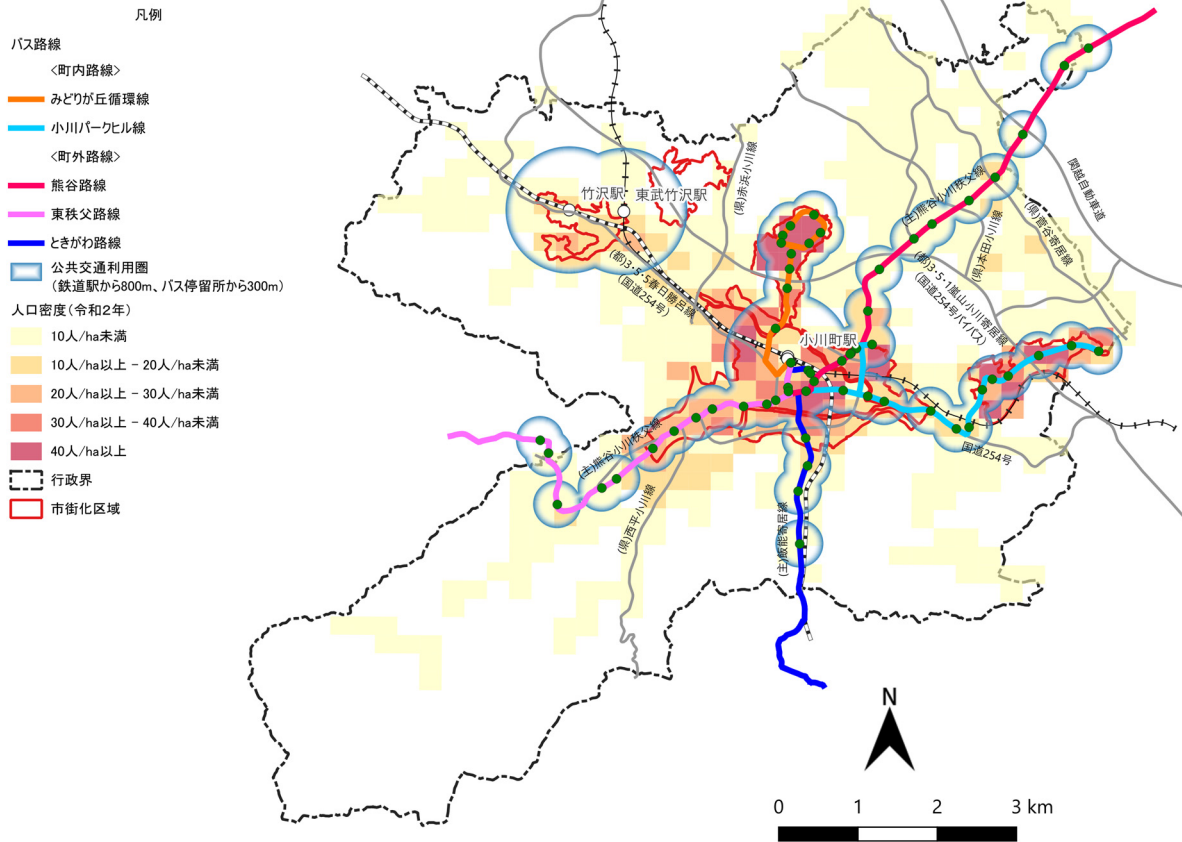
出典：埼玉県 HP、国土数値情報データを基に作成（令和8年2月時点）

- 本町の公共交通は鉄道2路線3駅、バス5路線とデマンドタクシーで構成されており、鉄道・路線バス利用圏内に居住する町民の割合は68.2%となっています。また、鉄道や路線バスが利用困難な地域に居住する町民や自らの力で移動する手段を持たない高齢者等の移動支援を目的として、本町では平成30年4月1日からデマンドタクシーを本格運行しています。

※鉄道・路線バス利用圏域：鉄道駅半径800m、バス停留所半径300mの範囲（令和2年時点の人口）

- 新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年度の鉄道利用者は大きく減少しましたが、以降は回復傾向にあります。一方で、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化などの影響を受け、東武東上線小川町駅や東武竹沢駅の鉄道利用者は、令和元年度から令和6年度にかけて約2割程度減少しています。
- 町外へ延びるバス3路線は運行頻度が少なく、利便性が高くない状況となっており、路線を維持するため町において補助を行っています。
- 本町の玄関口である小川町駅は、朝夕のラッシュ時を中心に利用者が多く、交通手段間の乗継が行われる重要な交通結節点ですが、駅前広場は歩行者、送迎の自家用車、タクシー、路線バスの動線が明確に分かれておらず、交通手段間の乗継利便性が低く、十分に安全性が確保されていない状況です。また、住宅団地などの人口密度が高い箇所が鉄道以北に多くあるものの、改札・駅前広場が整備されているのは南口のみとなっています。
- デマンドタクシーの平成30年度年間利用件数は約28,000件であり、令和2年度は新型コロナウイルスの影響等で減少しましたが、令和5年度は約30,000件と利用件数が増加しました。令和6年4月に事業の持続可能性を高めることを目的に料金改定を実施しており、以降は利用控えの動きが見られます。

公共交通利用圏域



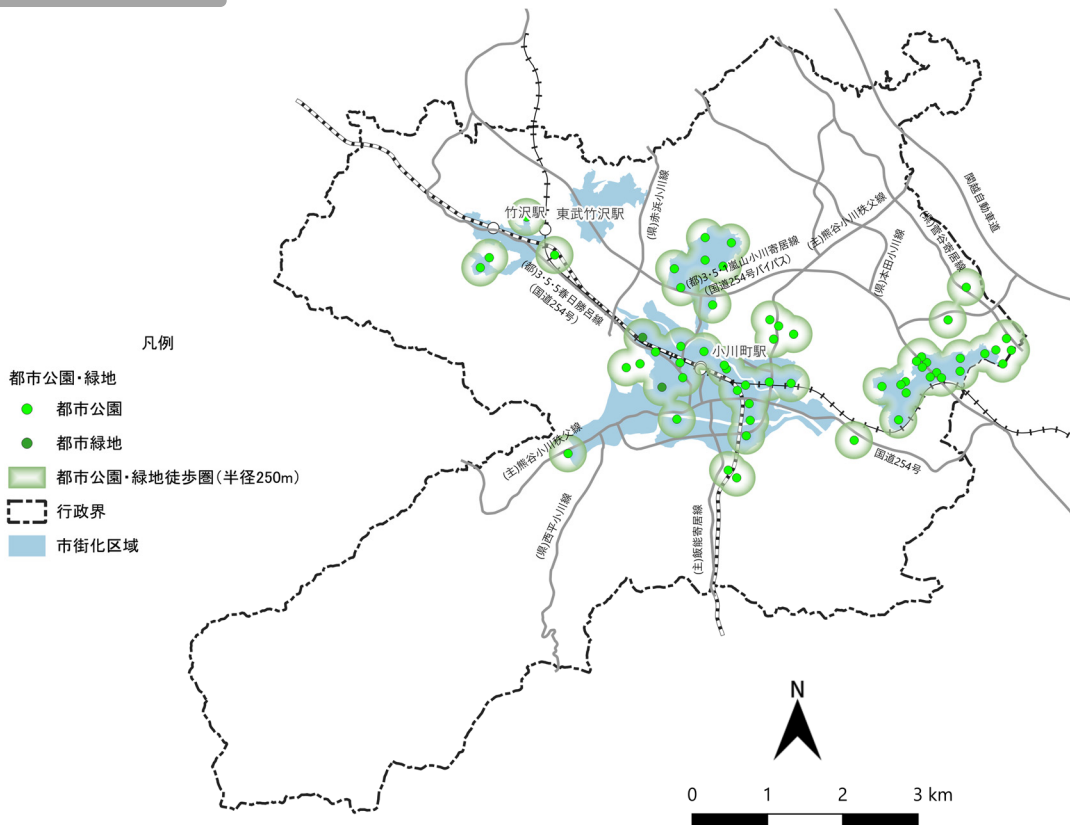
出典：各路線運行事業者 HP（令和7年10月時点）、令和2年国勢調査

3-6

都市施設

- 本町には都市公園が全 59 箇所あり、内訳は近隣公園が 3 箇所、街区公園が 54 箇所、都市緑地が 2 箇所となっています。都市公園の多くは新市街地の整備に伴って整備されたもので、設置から 35 年以上経過した公園が約 50% を占めています。また、町民の身近な緑陰空間として、蟹沢沼緑地、陣屋沼緑地の 2 箇所が都市緑地として指定されています。
- 既成市街地内には都市公園が少なく、都市公園等徒歩圏域外のエリアが多く存在しています。古くから市街地が形成されていた東武東上線以南のエリアについては、都市公園が特に少なくなっています。
- 下水道は、市街化区域内及びその周辺部において公共下水道事業が行われており、整備率は 97.7%、水洗化率は 81.9% となっています。また、市街化区域内の一部では公共浄化槽事業が推進されており、管理基数は 14 基となっています。市街化調整区域（奈良梨、上横田、後伊、新川地区）は農業集落排水事業が行われ、供用が開始されています。それ以外の地区については合併処理浄化槽の整備が推進されています。
- 令和 8 年 2 月時点では、小学校 5 校、中学校 2 校となっていますが、将来的には小学校 2 校、中学校 1 校に再編することとしています。

都市公園整備状況



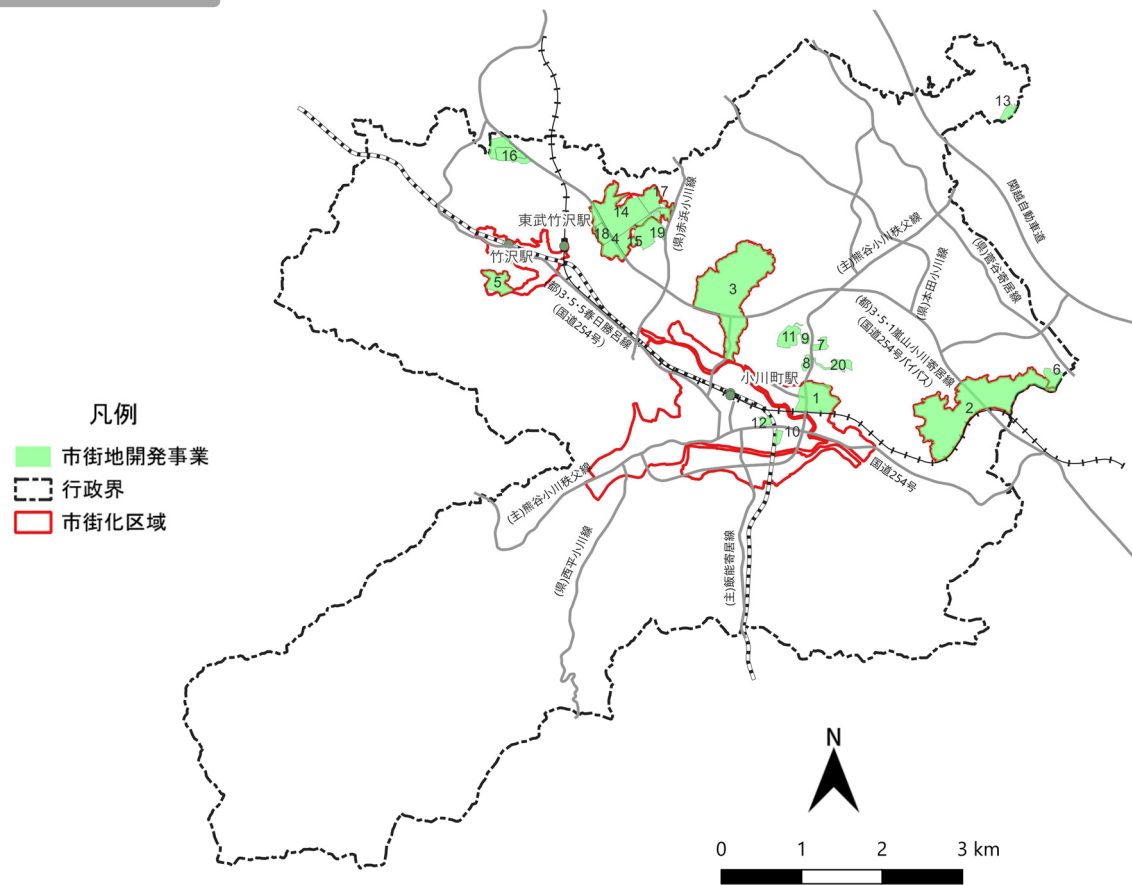
出典：令和 4 年度都市計画情報データ、小川町 HP（令和 7 年 10 月時点）

3-7

市街地開発事業

- 現在までの間に、国道 254 号バイパス沿道を中心に約 246ha の市街地開発事業が進められています。近年は竹沢地区のひばり台や原川において大規模な市街地開発事業が行われており、工業系の土地利用が図られています。
- 既存工業用地（高谷工業団地）は飽和状態となっています。
- 小川町駅周辺をはじめ、複数の地区で市街地開発事業が検討されてきました。

市街地開発事業



(市街地開発事業一覧)

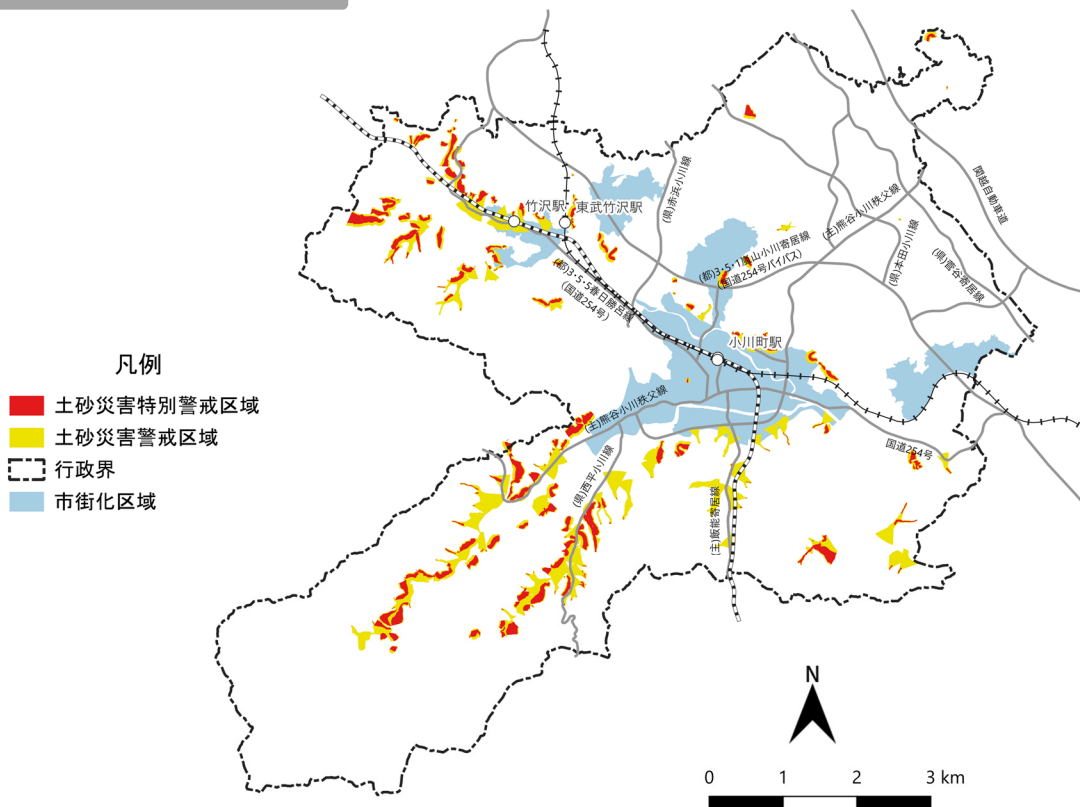
1	大豆五駄土地区画整理事業	8	旭団地	15	ホンダロジスティクス
2	東小川角栄団地	9	亀田団地	16	日本梱包運輸倉庫(靱負)
3	みどりが丘団地	10	小川南土地区画整理事業	17	ホンダロジスティクス
4	ひばりが丘団地	11	高谷工業団地	18	ホンダ開発
5	トーメン小川ニュータウン	12	小川北土地区画整理事業	19	日本梱包
6	中爪団地	13	久保田倉庫(西古里)	20	エルアンドビー(開発中)
7	ヤオコー団地	14	ホンダトレーディング		

出典：令和2年度都市計画基礎調査

- 官ノ倉山、石尊山、仙元山等の山林や、高谷、小瀬田等に残る里山等の自然環境、吉田家住宅等の文化財、町内に点在する和紙工房や酒蔵等は、本町を特徴づける観光資源になっています。
- 駅を起終点として、これらの資源、山林、里山、街なかを周遊するハイキングコースが設定されるなど、観光施策が展開されています。
- 地場産業として和紙づくりや酒造りが栄えている背景には、水が豊富で良質なことがあげられます。また、近年では道の駅おがわまちが再整備され、和紙の歴史や文化を伝える産業地域振興施設としての役割を担っています。

- 本町域の約6割が山林になっていることから土砂災害が発生するおそれのある区域が多く、市街化調整区域を中心に土砂災害警戒区域が261箇所、土砂災害特別警戒区域が121箇所指定されています。
- 本町を流れる槻川、市野川、兜川などで浸水が想定されています。小川地区や大河地区、竹沢地区の市街地や、八和田地区の市野川沿いにおいて、浸水深が0.5m~3.0mの浸水が想定される区域が多くなっています。また、令和元年東日本台風では、29棟で床上浸水が確認されました。
- 河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、河川沿いの多くの区域に指定されており、住宅の立地も多数見られます。
- 本町では災害発生時に備え、建築物耐震改修促進計画に基づき、優先的に耐震化を図る建築物から耐震化が実施されています。避難所に指定されている学校施設については、重点的な整備により、全ての施設の耐震化が完了しています。
- 緊急輸送道路は、骨格となる路線として関越自動車道、国道254号バイパス、(主)飯能寄居線、(主)熊谷小川秩父線等を県で指定し、そこから各集落や避難所を結ぶ路線として(県)赤浜小川線、(県)西平小川線、幹線的役割を担う町道等を町で指定しています。

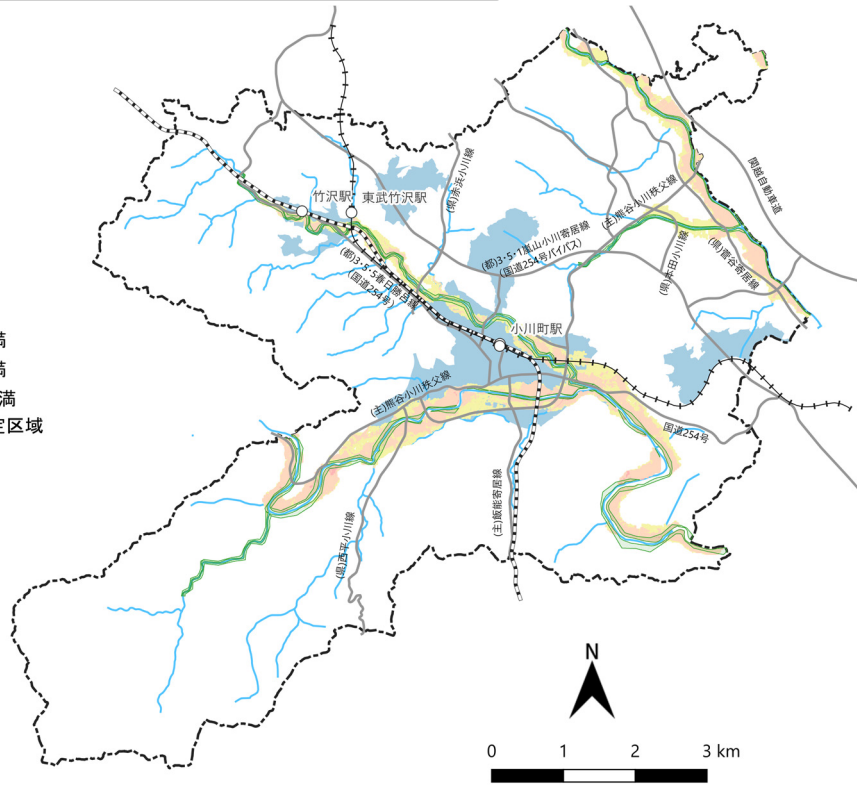
土砂災害(特別)警戒区域図



出典：土砂災害警戒区域データ【東松山県土整備事務所管内】

洪水浸水想定区域・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

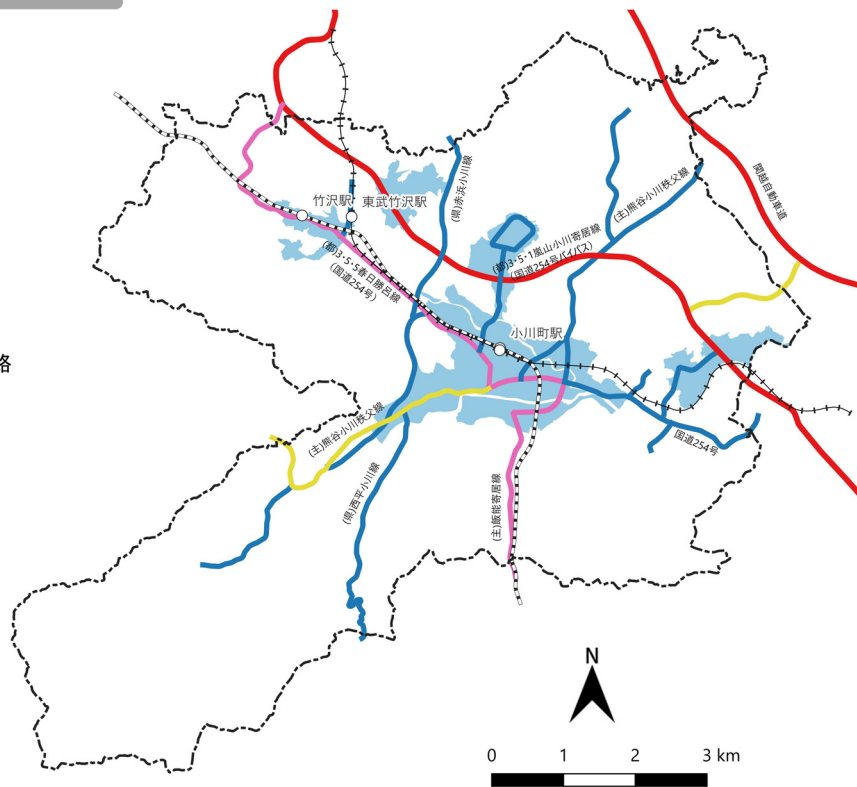
- 凡例
- 浸水深(想定最大規模)
- 0.5m未満
 - 0.5m以上 - 3.0m未満
 - 3.0m以上 - 5.0m未満
 - 5.0m以上 - 10.0m未満
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
 - 河川
 - 行政界
 - 市街化区域



出典：洪水浸水想定区域図、水害リスク情報図

緊急輸送道路の指定状況図

- 凡例
- 【県指定】緊急輸送道路
- 第1次特定緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路
- 【町指定】緊急輸送道路
- 緊急輸送道路
 - 行政界
 - 市街化区域



出典：小川町地域防災計画（令和6年2月時点）

4

まちづくりに係る町民意向

まちづくりに関する各種意向調査及び懇談会において、主に以下のような意向があげられています。

(1) 小川町住民意識調査（令和6年8月・9月）

（主な住民意向）

- 住みやすさについて、「住みよい」52.2%、「住みにくい」22.0%となっています。
- 定住意向82.0%、転居意向17.5%であり、転居を考えている理由として「交通の便が良くない」をあげる町民が28.6%で最も多くなっています。
- 満足度が低く、今後の充実希望度が高い項目として、「道路・交通」、「市街地・集落」、「土地利用」があげられています。
- 今後の重点施策としては、「道路・交通」、「高齢者福祉・介護保険」、「子ども・子育て支援」、「土地利用」をあげる町民が多くなっています。

(2) 地区懇談会（令和6年10月・11月）

（主な住民意向）

土地利用	道路・交通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 嵐山小川 IC 周辺の企業誘致・工業団地の形成 ・ 空き家・空き地の有効活用 ・ 農地の保全策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公共交通機関の維持 ・ 交通渋滞対策や交通安全対策の強化 ・ 小川町駅前の駐車場整備 ・ 学校再編に伴う新たな通学手段の検討 ・ 歩道幅員の狭い道路の解消
都市施設	自然環境・景観
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが遊びたくなるような公園・広場の整備 ・ 若者が集えるコミュニティ施設の整備検討 ・ 外出を促す公共施設の維持・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道の駅を拠点としたハイキングコースの充実 ・ 歴史的建造物を活かしたまちなみ形成 ・ 有機農業を活かしたブランド化・地産地消の推進 ・ 小川町の魅力である自然の活用・PR

(3) 小川町地域公共交通アンケート調査（令和7年9月）

（主な住民意向）

- 公共交通に対する満足度について、不満・やや不満と回答した町民の割合は26.2%となっています。
- 自らの運転で外出が可能と答えた町民の割合は、77.9%となっています。
- 今後の公共交通の確保について、「現状の町の財政負担の範囲内で、実現可能な取組を行うべき」と回答した町民が多くなっています。

(1) 人口特性、都市構造の面から見た課題

- 人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを実現していくため、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指し、中心拠点の維持・再生、郊外市街地や集落における拠点の形成、中心拠点と町内各地を結ぶ公共交通ネットワークの形成を図ることが必要です。

(2) 土地利用の面から見た課題

- 小川町駅周辺の利便性の高い環境や未利用地の有効活用により、商業、業務、公共施設、住宅等の土地利用が調和した、暮らしの中心となる利便性を有する都市空間を形成していく必要があります。
- 東小川地区やみどりが丘地区をはじめとする郊外市街地の住宅団地については、今後も良好な住環境を維持する必要があります。
- 市街化調整区域における住居系開発は原則的に抑制し、良好な自然環境のなかでゆったり暮らせる集落環境を維持していく必要があります。
- まちの活力向上や雇用の場の創出に向けて、計画的に産業系土地利用を形成していく必要があります。
- 住工混在地域における土地利用のあり方を検討する必要があります。
- 空き家対策を推進するため、空き家の調査、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、空き家の利活用等に努める必要があります。

(3) 道路・交通の面から見た課題

- 交通の円滑化を図るため、環状1号線の早期全線整備など、都市計画道路の整備推進が必要です。一方で、都市計画道路の長期未整備区間については、交通量等の状況変化に応じて、事業の見直し等を行う必要があります。
- こどもや障害者、高齢者にも安全で快適な道路環境にするため、ユニバーサルデザインを取り入れた整備、生態系への配慮や緑化などに対応した道路づくりを推進する必要があります。
- 小川町駅の利便性向上や駅周辺の拠点性強化に向けて、小川町駅の北口開設や北口・南口駅前広場の整備に係る検討を進める必要があります。
- バスの運転士不足や人口減少による利用者の減少など、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、町民の移動手段を確保しながら、効率的な公共交通サービスのあり方を検討する必要があります。
- 引き続きデマンドタクシー事業を維持し、鉄道や路線バスが利用困難な地域に居住する町民の移動手段を確保する必要があります。

(4) 都市施設の面から見た課題

- 公園・緑地の多くは供用開始から30年以上が経過しており、施設改修等の老朽化対策が求められています。既存公園のリニューアル等によって、良好な住環境形成を図っていく必要があります。
- 公共下水道の整備は大幅に進んでいますが、水洗化率は進捗が停滞しているため、水洗化率の向上を図る必要があります。また、人口減少による収入源の減少や、施設の老朽化が進行するなかで、持続的に公共下水道サービスを提供できる仕組みを構築する必要があります。
- 小中学校の再編が行われることから、学校跡地の利活用等を検討する必要があります。
- 町営住宅では、老朽化や居住者の高齢化が進んでいます。今後は民間事業者との連携による施設の更新や高齢世帯への支援に取り組み、将来にわたって安全で快適な住宅を供給する必要があります。
- 道の駅おがわまちを拠点とした回遊性の高いまちづくりを推進し、交流人口の増加に努める必要があります。

(5) 自然環境・景観の面から見た課題

- 森林・里地・里山・河川等の豊かな自然環境は、適切に保全し、良好な状態で後世に継承していく必要があります。
- 景観づくりへの意識醸成を図り、魅力的な小川町らしい景観を守り、作っていく必要があります。
- 社会的な関心の高まりを受けて、自然環境が持つ機能を活かし、人々の暮らしの幸福度（Well-being）を向上させる取組を図る必要があります。
- 本町では、二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた宣言を行っています。「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、具体的な取組を推進する必要があります。

(6) 都市防災の面から見た課題

- 気候変動により激甚化・頻発化している水害や土砂災害に対応するため、安全性の高いまちづくりを実現していく必要があります。
- 今後想定される地震に備え、老朽建築物の改善や建物の耐震化等により地震に強いまちづくりを進めていく必要があります。
- 町全域において、災害リスクの検証や必要となる防災対策・安全確保策を検討する必要があります。
- 災害による被害を最小限にするため、空き家の適切な管理に努める必要があります。

6

見直しの視点

本計画の中間見直しを行うにあたっては、「社会動向に対応したまちづくり」、「上位計画」、「小川町の現況特性」等から本町のまちづくりの変化や動向をとらえ、新たに見直すべき視点を分野別にまとめます。「3章 分野別方針（全体構想）」や「4章 地区別構想」を見直す際には、これらの視点に基づき内容の更新や修正を行います。

（見直しの視点一覧）

分野	見直しの視点
土地利用	居住や都市機能の集約化を図り、コンパクト化を実現
	今後の人口動態に見合った都市基盤整備の実施
	まちの持続的な発展に向けた産業の集積
	個性ある発展に向けた道の駅おがわまちなどの地域資源の活用
	空き家の把握と解消に向けた事業の展開
道路・交通	長期未整備道路の計画の検証と見直しの実施
	地域資源の活用に向けた回遊性の高い道路の整備
	公共交通ネットワークの維持など、交通手段の確保
都市施設	公園の適正な維持管理と利用者ニーズを踏まえた既存公園の更新
	下水道事業の経営の安定化や維持管理、事業への理解促進
	人口規模に応じた公共施設の再編
自然環境・景観	脱炭素化に向けた取組の推進
	良好な景観の保全と活用
都市防災	自然災害に備えた防災・減災機能の向上
	老朽化したインフラの計画的な安全確保
	災害リスクを踏まえた安全な住宅地の形成